

**市立聖徳中学校大規模改修工事（電気設備工事）請負
契約の締結につき議決を求めることについて**

市立聖徳中学校大規模改修工事（電気設備工事）請負契約を次のとおり締結するに
つき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び東近江市議
会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年東近江市
条例第65号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和元年10月31日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

- 1 契約の目的 市立聖徳中学校大規模改修工事（電気設備工事）
- 2 契約の金額 236,368,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費
税の額21,488,000円）
- 3 契約の相手方 滋賀県東近江市沖野三丁目8番31号
株式会社ニシデン
代表取締役 西田 浩之

提案理由

市立聖徳中学校大規模改修工事（電気設備工事）請負契約の締結について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。